

松江市消防吏員被服貸与規則の一部を改正する規則

松江市消防吏員被服貸与規則(平成 17 年松江市規則第 266 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、消防吏員の被服及び附属品等(以下「<u>被服等</u>」という。)の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>被服等</u>の貸与)</p> <p>第 2 条 消防吏員には、予算の範囲内において<u>被服等</u>を貸与する。</p> <p>2 前項の消防吏員に貸与する<u>被服等の品目及び員数</u>は、別表のとおりとする。ただし、共用被服として備え付けた場合は、この限りでない。</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、消防長が業務上必要と認める者には、その業務に必要な被服等を貸与することができる。</u></p> <p>(<u>被服等</u>の返納)</p> <p>第 3 条 消防吏員が退職、休職、死亡等により<u>被服等</u>を必要としない理由が生じたときは、<u>被服等</u>を直ちに返納しなければならない。<u>ただし、消防長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(損傷及び紛失)</p> <p>第 4 条 <u>被服等</u>を損傷し、又は紛失したときは、代品を再貸与する。ただし、その損傷又は紛失が自己の責任によるときは、この</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、消防吏員の被服及び附属品等(以下「<u>被服</u>」という。)の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>被服</u>の貸与)</p> <p>第 2 条 消防吏員には、予算の範囲内において<u>被服</u>を貸与する。</p> <p>2 前項の消防吏員に貸与する<u>被服</u>は、別表のとおりとする。ただし、共用被服として備え付けた場合は、この限りでない。</p> <p>(<u>被服</u>の返納)</p> <p>第 3 条 消防吏員が退職、休職、死亡等により<u>被服</u>を必要としない理由が生じたときは、<u>被服</u>を直ちに返納しなければならない。</p> <p>(損傷及び紛失)</p> <p>第 4 条 <u>被服</u>を損傷し、又は紛失したときは、代品を再貸与する。ただし、その損傷又は紛失が自己の責任によるときは、この</p>

限りでない。

2 略

別表(第2条関係)

品目	員数
冬帽	1
夏帽	1
防火帽	1
保安帽	2
作業帽	1
冬服(上衣、下衣)	各1
夏服(上衣、下衣)	各1
活動服(上衣、ズボン)	各2
防火フード	1
防火衣	1
救急服(夏服、冬服)	各2
救助服	2
外とう	1
雨衣	1
ネクタイ	1
手袋(防火、救助用、革、布)	各1
バンド(革、合成繊維)	各1
靴(短靴、編上半長靴、防火靴)	各1
エンブレム	1

限りでない。

2 略

別表(第2条関係)

貸与品	員数	貸与品	員数
冬帽	1	救急服(夏服、冬服)	各2
夏帽	1	救助服	2
防火帽	1	外とう	1
保安帽	1	雨衣	1
作業帽	1	ネクタイ	1
冬服(上衣、下衣)	1	手袋(皮、布)	各1
夏服(上衣、下衣)	1	バンド(皮、合成繊維)	各1
活動服(上衣、ズボン)	2	靴(短靴、半長靴、編上半長靴、防火靴)	各1
防火衣	1	エンブレム	1

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。